

2021年1月13日

緊急事態舞台芸術ネットワーク参加団体各位
舞台芸術事業ご関係各位

緊急事態宣言下における舞台芸術公演開催につきまして

緊急事態舞台芸術ネットワーク

このほど政府より、新たに発出された緊急事態宣言に伴い、イベント開催制限の目安となる「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改定されました。

参加団体の皆様におかれましては、日頃より、各業種の中でも最も厳しいレベルの対策を講じておられることと思いますが、このたびの改定は、感染拡大収束のために、極めて重要であると受け止めていただき、今一度、業種別ガイドライン遵守の徹底を図っていただきたく存じます。

さて、緊急事態措置の実施期間である1月12日より2月7日までの特定都道府県における舞台芸術公演開催については、今般の改定を受けて以下の通りとなります（1月8日に文化庁より通知された「緊急事態宣言に伴う催物の開催宣言、施設の使用制限等に係る留意事項について」に則ったものです）。

（参考：https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202101081925_01.pdf）

○催物の開催の目安について

収容人数1ステージあたり実動員数5,000人以上、又は会場キャパシティに対して50%以内の収容率を超過するチケットの新規販売は、停止となります。ただし、連絡周知期間を含む1月11日までに発売されたチケットについては、これらを適用しないこととなっております。

○施設の使用の目安について

劇場は、20時までの時間短縮（20時までに終演すること）の「働きかけ」を行う施設に分類されております。これは、「制限」ではなく、強制力を伴わない「協力依頼」となります。各現場で取られている感染対策など諸事情を勘案して、主催団体にてご判断を頂ければ幸いです。また、1月11日までに発売された公演については、これらを適用しないこととなっております。

上記内容については、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県も国に準ずることを確認しております。皆様方におかれましては、これら開催条件を踏まえ、個々のご事情に合わせた公演の在り方をご判断いただきたく存じます。

なお、当ネットワークでは、このたびの発信が、参加団体の皆様に限らず、広く舞台芸術興行に携わる方々へ行き届くよう、周知徹底を図ってまいります。

何卒ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。